

埼玉西部漁業協同組合共第3号第五種共同漁業権行使規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する共第3号第五種共同漁業権（以下「共第3号」という。）の管理及び行使に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組合員行使権を有する者の資格)

第2条 共第3号の内容である次の表のア欄に掲げる漁業について、イ欄に掲げる漁業の方法により組合員行使権を有する者の資格は、それぞれウ欄に掲げるとおりとする。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 資格
あ ゆ 漁業	あゆ地引網	正組合員であること。
ます 類 //		漁業権行使料（曳網）を納入していること。
う ぐ い //		
おいかわ //	さし網、瀬張網、張切網	正組合員であること。
こ い //		漁業権行使料（特種）を納入していること。
ふ な //		
う な ぎ //	さで網、四つ手網、投網、	正組合員及び准組合員であること。
どじょう //	置ばり、やす突、釣り	漁業権行使料（甲種）を納入していること。
か じ か //		
わかさぎ //		
な ま ず //		

2 前項の規定にかかわらず、前項の組合員行使権を有する組合員が死亡した場合において、当該権利の相続人が組合員となったときは、その者は、前項の組合員行使権を有する者の資格があるものとみなす。

3 前2項の規定にかかわらず、暴力団等又は暴力団員等がその事業活動を支配する者であることその他の事情に照らして、漁業調整上の観点から、組合の事業の運営に不適切な資質を有する者は、第1項の組合員行使権を有する者の資格を有しないものとする。

(権利の譲渡等の禁止)

第3条 前条第1項に規定する者は、当該資格にかかる漁業を営む権利の譲渡若しくは貸付け又は当該資格に係る漁業の経営の委任をしてはならない。

(漁業の方法等)

第4条 次の表のア欄に掲げる漁業は、それぞれイ欄に掲げる漁業の方法により、ウ欄に掲げる統数または規模の範囲内において、第6条の期間内及び第7条の禁止区域以外でなければ営んではならない。ただし、理事は水産動植物の繁殖保護又は漁業調整上必要と認める場合は、漁業の方法、統数若しくは規模、期間又は区域を制限することができる。

ア 漁業の名称	イ 漁業の方法	ウ 統数又は規模
あ ゆ 漁業	あゆ地引網	15統
ます 類 //	さし網	20統

うぐい	〃	瀬張網	20統
おいかわ	〃	張切網	20統
こい	〃	さで網	間口1m未満
ふな	〃	四つ手網	長辺1.5m未満
うなぎ	〃	投網	円周20m未満
どじょう	〃	置ばり	25統
かじか	〃	やす突	船舶を使用しない
わかさぎ	〃	釣り	道糸2本以内
なまず	〃		

2 前項ただし書の制限をしようとする場合は、理事は、漁業の方法、統数若しくは規模、期間又は区域を指定してこれを公示しなければならない。

3 理事が第1項ただし書きの制限をする場合は、理事会の決議によらなければならない。
(漁業を行う者等の決定)

第5条 理事は、第2条に規定する漁業ごとに当該漁業を行う者、行使区域、行使期間その他行使の内容たるべき事項を定めなければならない。

(漁業を営むべき期間)

第6条 次の表のア欄に掲げる漁業の方法は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければ営んではならない。

ア 漁業の方法	イ 期間
あゆ地引網、さし網、瀬張網、張切網	8月15日から10月31日まで
さで網、四つ手網、やす突	8月1日から10月31日まで
投網	7月15日から11月15日まで
置ばり	4月1日から10月31日まで
釣り	1月1日から12月31日まで

2 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする漁業は、それぞれイ欄に掲げる期間でなければ営んではならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月15日から12月31日まで
ます類(ただし、にじますを除く)	3月1日から9月30日まで

3 日没から日の出までの間は、釣り以外の漁具・漁法で漁業を営んではならない。
(禁止区域等)

第7条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄に掲げる期間は、釣り以外の漁具・漁法で漁業を営んではならない。

ア 区域	イ 期間
越辺川(坂戸市沢木、関越自動車道橋から坂戸市東和田、樋の口橋上流赤城堰までの区域)	1月1日から 12月31日まで

鳩川（鳩山町石坂、重郎橋上流200mから下流200mまでの区域）	
越辺川（鳩山町今宿、今川橋上流200mから下流200mまでの区域）	
越辺川（毛呂山町川角、大類堰から上流250mまでの区域）	
越辺川（毛呂山町西戸、西戸堰から上流200mのまで区域）	
越辺川（越生町如意、如意堰から上流150mまでの区域）	
越辺川（越生町大満、竜ヶ谷川合流点から上流までの区域）	
麦原川	
竜ヶ谷川	
三滝川、顔振川	
高麗川（坂戸市浅羽、関越自動車道橋から坂戸市栗生田、栗生田堰までの区域）	
高麗川（坂戸市四日市場、東武越生線鉄橋から坂戸市森戸、森戸橋下堰までの区域）	
高麗川（坂戸市多和目、城西大学下多和目三号堰から上流1000mまでの区域）	
高麗川（日高市新堀、金剛寺淵上流100mから下流100mまでの区域）	
高麗川（日高市高麗本郷、日向公会堂前から日高市台、鹿台橋下流堰堤までの区域）	
高麗川（飯能市坂石、坂石橋から吾野駅前橋までの区域）	
権現川、久通川、花桐川、大蔵山川、入西沢、タツマ谷	
長沢川、風影入、八徳谷、高山沢	
北川、入谷入、高畑川、空竜谷、藤原谷、岩井沢	
大谷木川	
阿諏訪川	
毛呂川	
桂木川	
高麗川（飯能市白子、東橋から日高市横手、諏訪橋までの区域）	6月15日から8月
高麗川（飯能市吾野、北川合流点から間野、畑井堰堤までの区域）	14日まで

2 魚類の繁殖保護のため、組合が造成し、標識をもって表示した産卵場の区域においては、当該表示期間は漁業を営んではならない。

3 魚類の保護のため、魚道の区域においては、漁業を営んではならない。

（全長制限）

第8条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

ア 魚 種	イ 全 長
ます類	15センチメートル
こ い	18センチメートル
うなぎ	26センチメートル

(漁業権管理費の負担)

第9条 共第3号の内容となっている漁業を営む組合員は、共第3号の維持管理に要する経費にあてるため、行使料を組合に納入しなければならない。

2 行使料の額は、次の表のとおりとする。

漁業の名称	単 位	行使料の額
あ ゆ 漁 業	年間	曳網23,000円
ま す 類	〃	特種15,000円
う ぐ い	〃	甲種 5,500円
おいかわ	〃	
こ い	〃	
ふ な	〃	
う な ぎ	〃	
どじょう	〃	
か じ か	〃	
わかさぎ	〃	
な ま ず	〃	

3 行使料の種類及びその額、徴収の時期及び徴収方法は総会又は総代会で定める。

(違反者に対する措置)

第10条 共第3号の内容となっている漁業を営む組合員が、漁業に関する法令もしくはこれに基づく行政庁の処分又はこの規則に違反したときは、組合は、当該者に対して当該漁業を停止させることができる。

2 共第3号の内容となっている漁業を営む組合員が、この規則に違反したときは、組合は、当該組合員に対し過怠金を科すことができる。

(雑則)

第11条 この規則で定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、令和6年1月1日から施行する。